

教員養成に係る教育の質の向上に係る取組

学校教育法、短期大学設置基準、教員・保育士養成等に関わる法令、公文書等の制定・改正について教授会等で資料を提示し、情報を共有して法令遵守に努めている。教育課程に関する研修会等には、代表の教員が参加し、全教員に報告を行っている。また、教員養成の質の向上のため、研修会、公開授業の実施も行っている。

授業科目担当者は、「授業計画・授業内容（シラバス）」に各授業科目の評価の方法と評価基準を示し、シラバスに沿った授業を実施後、試験、レポート、実技試験等により成績評価を実施し、「学生による授業評価（アンケート）」をもとに次年度の授業の改善を行っている。授業終了時に実施する「学生による授業評価（アンケート）」の結果は、学習成果を焦点とする査定を行う際に大いに活用されている。

本学は、幼稚園・小学校教諭二種免許状、保育士資格取得を目指しているので、それぞれに求められる授業内容や基準に基づき国家試験のレベルを意識した授業科目が実施され、ひいては専門性を活かした就職に明確な形で繋がっている。それが一つの教育の質の保証であるといえる。